

第 15 回 ILO 海事協議会結果概要

国土交通省海事局は、国際労働機関（ILO）の活動に関する事項のうち海上労働に係るものについて協議を行うため、ILO 第 144 号条約に基づき、政府、使用者及び労働者の代表者による「第 15 回 ILO 海事協議会」を開催いたしました。

1. 日時

令和 7 年 8 月 19 日（火） 16 : 30 ~ 18 : 00

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館会議室 2A

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合政策局長、同国際局長、同水産局長、同国内局長（代理出席）

(2) 使用者代表

一般社団法人日本船主協会海事人材部長、日本内航海運組合総連合会海務部長、
一般社団法人大日本水産会理事・事業部長（代理出席）
一般社団法人日本旅客船協会労海務部長

(3) 政府代表

国土交通省海事局船員政策課長、同雇用対策室長、同労働環境対策室長、
同国際業務調整官、同課長補佐、安全政策課船舶安全基準室長
同首席運航労務監理官
水産庁漁政部企画課課長補佐（漁業労働班長）

4. 議事概要

(1) 議題①：ILO に対する年次報告について（海上労働条約）

政府代表から、本年の年次報告の内容を説明いたしました。条約の担保・運用状況等に係る年次報告の概要は以下の通りです。

[船舶において労働する船員に関する最低限の条件]

- 船員の最低年齢：16 歳
- 健康証明書の有効期間：色覚検査は 6 年、その他の検査は 1 年

[雇用条件]

- 雇用条件の明示：雇用契約書の写しの船内備置
- 船員の最長の労働時間：1 日あたり 14 時間及び 1 週間あたり 72 時間

[居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供]

- 船員室の定員（旅客船等を除く）：1 名
- 船員室等の高さ：203 cm
- 船舶料理士の要件：船舶料理士試験に合格した者等
- 船内において調理を担当する者の年齢：18 歳以上

[健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護]

- 船員のための陸上の厚生用施設の数：4
- 船員に提供される社会保障：医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付

[旗国の責任]

- 現在有効な海上労働証書の数：362（2025 年 5 月 31 日現在）
- 重大な海難に関する調査の数：179 件（2018 年 6 月～2025 年 5 月）

[寄港国の責任]

- 港で検査を行った外国船舶数：25,254 隻（2018 年 6 月～2025 年 5 月）
- 寄港国検査員数：130 名（2025 年 5 月 31 日時点）

(2) 議題②：意見交換、議題③：その他

出席者からは、発言はありませんでした。